

内容確認通知書

平成24年

(ウ) 587号

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された訪問販売業者に対して未納料もしくは契約不履行に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告致します。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは原告側からの最終勧告並びに御本人様と内容の正当性を確認する機関になります。

当センターが貴方に対して訴訟を起こしているのではありませんので予めご了承ください。
又、立検罰法や押しつけ商法等についてのご相談もお受け致します。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出延となります。
尚、故意に放属しておく、相手方の言い分とおりの判決が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押え等をされてしまう事がありますので、十分ご注意ください。

※最近、個人情報が悪用される手口も見受けられますので、互が一身に覚えが無い場合でも早急にご連絡下さい。

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祭日を除く)

(相談窓口)

〒125-0042 東京都江東区木場 4丁目-3番地 木場スクエア2F

全国紛争処理支援センター